

# 定 款

## 第1章 総 則

### (商 号)

第1条 当会社は、株式会社システムリサーチと称し、英文では SYSTEM RESEARCH CO., LTD. と表示する。

### (目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) コンピューターシステムに関するコンサルティング業務
- (2) コンピューターシステムの開発並びに保守業務
- (3) コンピューターシステムによる運営管理並びに受託計算業務
- (4) コンピューターシステムのパッケージソフトウェアの開発、販売
- (5) コンピューターおよびその周辺機器の販売
- (6) コンピューター利用技術者の教育と訓練
- (7) コンピューターおよびその周辺機器によるネットワークの構築
- (8) インターネットを利用した情報ネットワークの企画、構築および運営
- (9) インターネットによる情報提供並びに情報処理業務
- (10) インターネットによる提供情報の企画・立案・制作
- (11) インターネットを利用した通信販売業務
- (12) 労働者派遣事業法に基づく労働者派遣事業
- (13) 機械設計、電気制御設計および関連する業務
- (14) 教育サービス提供および関連する業務
- (15) データサイエンスおよびA I技術を利用してサービス提供ならびに関連する業務
- (16) 前各号に付帯する一切の業務

### (本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を名古屋市に置く。

### (機 関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取締役会
- (2) 監査等委員会
- (3) 会計監査人

### (公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

## 第2章 株 式

### (発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、54,400,000株とする。

### (自己の株式の取得)

第7条 当会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

### (単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

### (単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規則の定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規則)

第12条 当会社の株式に関する取扱い、株主の権利行使の手続きおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

(基準日)

第13条 当会社は、毎年3月31日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利行使することができる株主とする。

- 2 前項その他本定款に定めのある場合のほか、必要がある場合には、取締役会の決議により、臨時に基準日を定めることができる。

### 第3章 株主総会

(招 集)

第14条 当会社の定時株主総会は、営業年度末日の翌日から3カ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。

(議 長)

第15条 株主総会の議長は、取締役社長がこれに当たる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により、他の取締役がこれに代わる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書類交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(議決権の代理行使)

第17条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第18条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

### 第4章 取締役および取締役会

(員 数)

第19条 当会社の監査等委員である取締役以外の取締役（以下「監査等委員でない取締役」という。）は、11名以内とする。

2 当会社の監査等委員である取締役は、7名以内とする。

(選任方法)

第20条 当会社の取締役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

- 2 前項の規定による取締役の選任は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して行う。
- 3 取締役の選任については、累積投票によらないものとする。

(任期)

第21条 監査等委員でない取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第22条 当会社の取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から代表取締役を選定する。

- 2 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。
- 3 取締役会は、その決議によって、監査等委員でない取締役の中から取締役社長1名を選定し必要に応じて、取締役会長1名並びに、取締役副会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集)

第23条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序により他の取締役がこれに代わる。

- 2 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
- 3 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

(取締役会の決議の方法)

第24条 当会社の取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(取締役会の決議の省略)

第25条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(重要な業務執行の決定の委任)

第26条 当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会規程)

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第28条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役と監査等委員でない取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第29条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議をもって、同法第423条

第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の定める限度額の範囲内で免除することができる。

- 2 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第5章 監査等委員会

（常勤の監査等委員）

第30条 監査等委員会は、その決議によって、常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集）

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発するものとする。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議の方法）

第32条 当会社の監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（監査等委員会規程）

第33条 監査等委員会の運営、その他に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会規程による。

## 第6章 会計監査人

（会計監査人の選任）

第34条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）

第35条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。

- 2 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかった時は、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）

第36条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定めるものとする。

（会計監査人の責任免除）

第37条 当会社は、会計監査人との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償額の限度額は、法令が規定する額とする。

## 第7章 計 算

（事業年度）

第38条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31までの1年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）

第39条 当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。

（剰余金の配当の基準日）

第40条 当会社の期末配当の基準日は、毎年3月31日とする。

- 2 当会社の中間配当の基準日は、毎年9月30日とする。

- 3 前2項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間）

第41条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過しても受領されない

ときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

- 2 未払の配当金には利息をつけない。

#### 附 則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

- 第1条 当会社は、第39回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の、任務を怠ったことによる損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。
- 2 第39回定時株主総会終結前の監査役（監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第34条第2項の定めるところによる。

#### 附 則

1. 定款第16条の変更是、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）付属第1条但し書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。
2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

昭和56年 2月22日作成  
昭和56年 2月25日公証人認証  
昭和56年 3月26日会社成立  
昭和60年 6月10日改訂  
平成 元年10月31日改訂  
平成 4年 5月28日改訂  
平成 5年 6月29日改訂  
平成 6年 6月28日改訂  
平成10年 6月26日改訂  
平成11年 6月29日改訂  
平成13年 6月28日改訂  
平成14年 6月26日改訂  
平成15年 6月26日改訂  
平成17年 2月18日改訂  
平成17年 6月27日改訂  
平成18年 6月26日改訂  
平成18年10月 1日改訂  
平成20年 6月23日改訂  
平成21年 6月24日改訂  
平成25年 6月26日改訂  
平成28年 4月 1日改訂  
平成28年 6月24日改訂  
平成30年 6月27日改訂  
2019年 6月26日改訂

2019年10月 1日改訂  
2022年 6月24日改訂  
2024年 4月 1日改訂  
2024年 6月25日改訂